

## 参 考 資 料 目 次

1. 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について・・・・・・・・資- 1
2. 新規に開設等する生活衛生関係業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化  
及び振興に関する法律に係る情報提供について・・・・・・・・資- 4
3. 平成 24 年度生活衛生課関係予算（案）等の概要・・・・・・・・資- 6
4. 平成 24 年度 株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）予算（案）の概要・・・資- 8
5. エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議・・・・・・・・資-11
6. クリーニング師研修等事業ワーキンググループ報告書 概要・・・・・・・・資-22
7. 平成 23 年度生活衛生関係技術担当者研修会次第（予定）・・・・・・・・資-23
8. 生活衛生関係営業の振興指針の改正概要・・・・・・・・資-24
9. 標準営業約款制度の概要・・・・・・・・資-25
10. 建築物環境衛生対策関係資料・・・・・・・・資-28
11. 基礎自治体への権限移譲に伴い改正される法律・・・・・・・・資-31
12. 生活衛生事業功労者の厚生労働大臣表彰候補者の推薦について・・・・・・・・資-32
13. 生活衛生営業経営特別相談員功労者に対する健康局長感謝状について・・・・資-41



# 1. 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について

健発0204第5号  
平成23年2月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

## 生活衛生営業経営指導員の公募の促進について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）については、「生活衛生営業経営指導員制度について」（昭和49年4月11日環衛発第68号厚生省環境衛生局長通知）の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」に基づき、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）に配置していただいているところですが、平成22年6月10日に開催された行政事業レビュー公開プロセス及び平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、経営指導員の過半数が都道府県職員OBであることが問題視されたところです。

また、国家公務員退職者が所管法人等の利害関係がある法人へ再就職することについて法的規制が課せられ、また、国民から厳しい批判を受けていることを踏まえると、都道府県等の地方公務員退職者を経営指導員として採用することになった場合は、その人件費が国と都道府県からの補助金を財源としていることから、十分に国民の理解が得られる方法で採用がなされることが必要であると考えます。

については、都道府県センターが新たに経営指導員を採用する場合には、公募を行い、経営指導員に求められる役割に照らし、専門知識、業務経験を公平、公正に評価したうえで採用するなど、都道府県センターの適正な運営に資する採用が実施されますよう、都道府県センターに対する指導方をお願いします。

健衛発0204第1号  
平成23年2月4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生営業経営指導員の公募の促進等について

生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）の採用に当たっての公募の促進については、「生活衛生営業経営指導員の公募の促進について」（平成23年2月4日健0204発第5号厚生労働省健康局長通知）により各都道府県知事あて通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、経営指導員の配置状況（H22.4現在及びH23.4現在）を把握させていただきたいので、別紙様式に必要事項を記入いただき、平成23年4月11日（月）までに提出願います。

都道府県名  
 担当者名  
 電話番号

経営指導員の配置状況 (H22.4月現在)

都道府県センターでの役職	主要経歴	採用方法	最終職歴	資格 1	資格 2	備考
1						
2						
3						
4						

経営指導員の配置状況 (H23.4月現在)

都道府県センターでの役職	主要経歴	採用方法	最終職歴	資格 1	資格 2	備考
1						
2						
3						
4						

(記入要領)

○主要経歴欄について

都道府県、日本公庫、民間金融機関、商工会議所、その他のうち該当するものを記入してください。  
 なお、その他の場合は、( ) 書きで主要な経歴を記入してください。

○採用方法欄について

主要経歴欄が都道府県となっている方については、公募、非公票のうち該当するものを記入してください。

○最終職歴欄について

主要経歴欄が都道府県となっている方については、部局課室及び役職名を記入してください。

○資格 1 欄について

「生活衛生営業経営指導員制度について」(昭和49年4月11日環衛第68号)の別紙「生活衛生営業経営指導員設置要綱」の第五資格の1～5のうち該当する番号を記入してください。

1 公認会計士、会計士補、計理士、税理士、中小企業診断士の資格を有するものであること。

2 大学卒業生であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち2年以上従事した経験を有するものであること。

3 短期大学(専門学校、旧制高校を含む。)卒業生であって、生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年のうち3年以上従事した経験を有するものであること。

4 生活衛生営業の指導又は経営の実務に最近5年以上従事した者であって都道府県知事が適当と認めたものであること。

5 1から4に規定するものと同程度の経験、能力を有するものであって、都道府県知事が適当と認めたものであること。

○資格 2 欄について

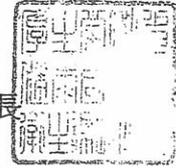
公認会計士、税理士、中小企業診断士、医師、獣医師、歯科医師、保健師等の方が有している資格を記入してください。

## 2. 新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

健衛発0726第1号  
平成23年7月26日

都道府県  
各 政 令 市 衛生主管部（局）長 殿  
特 別 区

厚生労働省健康局生活衛生課長



### 新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する等の方策を講じ、もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的としており、生活衛生関係営業者には、極めて関連の深い法令の一つです。

生衛法第3条に基づく生活衛生同業組合は、

- ・ 振興計画を策定し、生活衛生関係営業の諸課題に対応した振興方策を示す、
- ・ 衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する、

といった役割を果たしています。

また、生活衛生同業組合に加入する組合員には、

- ・ 株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）を通じて実施している生活衛生融資による特別金利が適用になる、
- ・ 福利厚生、共済事業等を実施しており、そうした仕組みを利用できる、
- ・ 税制上、経営基盤の安定を図るため、特別償却や固定資産税の減免等

といった優遇措置があります。

・ 組合への加入、非加入は、各営業者の任意であります。上記の機能を鑑みて、また、生衛法の趣旨、組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等がいることも考えられることから、

- ・ 都道府県（保健所）への営業の許可申請、届出に際して、
- ・ 一般融資に当たっての都道府県（又は都道府県の委託を受けた都道府県生活衛生営業指導センター）が推薦書の発行申込みを受けた際に、
- ・ その他生活衛生関係営業者に対する研修会を実施するなどの際に、

営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地、連絡先等について、別添の内容を含む資料を用いるなどして、情報提供を行うようお願い申し上げます。

なお、振興計画を未作成の組合に対して、営業者の営業の振興が計画的に推進され、日本公庫からの貸付に有利な条件が適用されるよう、振興計画の作成に関して、「振興計画を未作成の生活衛生同業組合に対する指導について」（平成23年5月17日健衛発0517第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により通知していますので、念のため申し添えます。

## 情報提供内容（例）

## － 生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置 －

1. 生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（生衛法）に規定される営業です。
- (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
  - (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
  - (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
  - (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されます。

※生活衛生関係営業：

- ①飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、料理、一般飲食）
- ②喫茶店営業                      ③食肉販売業（食鳥肉、食肉）                      ④冰雪販売業
- ⑤理容業                              ⑥美容業                              ⑦興行場営業
- ⑧旅館業（旅館・ホテル、簡易宿所）                      ⑨公衆浴場業                      ⑩クリーニング業

2. 組合は法律に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- (1) 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- (2) 営業施設の整備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- (3) 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- (4) 組合員の福利厚生に関する事業
- (5) 組合員の共済に関する事業

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談をはじめ、各種レクリエーションなど活発な活動をしています。

組合を通じて、行政からの様々な情報や、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症などその時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを得ることができます。

3. 生活衛生同業組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます。

- 融資限度額が大きい      ○貸付期間が長い      ○金利が低い
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに0.15%金利低減あり      等